

各位

長崎県土木部

段階確認の実施要領について（改定）

標記について、運用の改善を図るため、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

記

1. 実施要領 別添のとおり
2. 適用年月日 令和3年4月1日以降に入札手続きを開始する工事に適用する。
なお、発注済の工事であっても、適用可能な場合はこの通知文書によること。
3. その他 以下の文書は、本通知の適用に伴い廃止する。

平成21年3月17日付け 20建企第826号
「段階確認の実施要領について（改訂）」

段階確認の実施要領

(令和3年4月)

1. 段階確認の趣旨

公共工事の実施にあたっては、「請負契約」に基づき、工事目的物完成のための一切の責任は、原則として請負者が負うという「自主施工の原則」が基本となっている。この中で発注者は、請負契約の適正な履行を確保するために監督職員を置いて、工事現場または製作工場の立会をおこない、また、指定した工事材料の品質や、工事完了後に不可視となる部分で重要なものに限って、設計図書との適合を確認することとしている。

段階確認は、公共工事の品質の確保及び完成検査の補完のため、特に必要と考えられる施工段階の確認事項（種別・細別・確認時期）を「長崎県建設工事共通仕様書（長崎県土木部）」（以下「共通仕様書」という。）において定め、原則、監督職員等の臨場により実施するものである。

なお、請負者は、段階確認により確認された事項であっても、契約書32条（検査及び引渡し）、ならびに、契約書17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）の義務を免れない。（「共通仕様書」第1編1-1-24-4参照）

ただし、重要構造物の埋戻し前など、段階確認にかえて検査職員による中間検査（「共通仕様書」第1編1-1-28）とした場合は、この限りではない。

2. 適用工事

原則として、共通仕様書（表1-1「段階確認一覧表」）及び設計図書に定めた工種に該当する全ての工事に適用する。（「共通仕様書」第1編1-1-24-5（1）参照）

3. 確認頻度および確認項目

別添の「段階確認一覧表（頻度・確認項目）」のとおりとし、一般的な監督を行う工事が重点監督工事とするかの判断については、平成21年1月29日付け20建企第694号「公共工事における品質確保のための重点的な監督業務の実施について（改定）」によるものとする。

4. 実施要領

(1) 施工計画書への記載

請負者は、施工に先だち、段階確認の種別、細別、確認時期、施工予定時期等を、施工管理計画として「施工計画書」に記載するものとする。（「施工計画書の作成の手引き」参照）

(2) 段階確認の要請

請負者は、完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう、監督職員に十分な機会を与えなければならない。（「共通仕様書」第1編1-1-24-5（5）参照）

請負者は、確認が可能となる日（又は期間の開始日）の概ね1週間前までに、確認種別、確認内容、確認可能日（又は期間）、確認希望日時等を、監督職員へ連絡するものとする。（「共通仕様書」第1編1-1-24-5（2）参照）

なお、請負者は、緊急を要するなどやむを得ない場合を除き、段階確認の実施日が官公庁の勤務時間外や休日とならないよう、工程管理に努めるものとする。

（「共通仕様書」第1編1-1-24-3参照）

(3) 段階確認等の実施についての報告

段階確認は、原則として臨場により実施するものとするが、やむを得ず臨場確認ができない場合は、出来形管理資料及び写真等により、机上確認とすることができる。
(「共通仕様書」第1編1-1-24-6参照)

発注者は、請負者より報告を受けた確認可能日(又は期間)の中から、できる限り臨場(監督職員以外の者(現場技術員等)によるものを含む)により段階確認を行える日を選定して、確認日時、確認者氏名、確認方法等の予定を速やかに請負者に報告するものとする。
(「共通仕様書」第1編1-1-24-5(3)参照)

なお、確認可能期間が長期間にわたる矢板工や杭工などの段階確認については、別添の「段階確認一覧表(頻度・確認項目)」に記載の頻度を目安に、請負者と適宜協議しながら日程等を決定し、段階確認を実施していくものとする。

また、発注者は、段階確認を行うべき事項のうち、重要構造物の埋戻し前など検査職員による中間検査(「共通仕様書」第1編1-1-28)が望ましい事項については、請負者と協議の上で中間検査とし、その日程を請負者へ報告するものとする。

(4) 段階確認時の準備

請負者は、別添様式の『段階確認書』と、確認項目に関する施工管理資料(出来形、品質管理資料等)を確認日時までに準備し、段階確認に臨場するものとする。

(「共通仕様書」第1編1-1-24-5(4)参照)

※『段階確認書』及び「施工管理資料」は確認後に一旦返却するので、1部準備すればよい。
(ただし、完成時には提出となる。)

※『段階確認書』の請負者記入欄は、確認前までには記入しておく。

(段階確認の要請の日時には、(2)で監督職員へ要請した日時を記載しておく。)

※「施工管理資料」は、確認に必要な事項がそろっていれば、図面のコピーや手書き資料でかまわない。

また、やむを得ず机上とする場合は、施工管理記録や写真等の資料も整備し、段階確認時に監督職員に提示するものとする。(「共通仕様書」第1編1-1-24-6参照)

(5) 段階確認の実施

監督職員(又は現場技術員等)は、別添の「段階確認一覧表(頻度・確認項目)」に記載の確認項目について、請負者が準備した「施工管理資料」等を基に段階確認を行い、「施工管理資料」へ確認した内容の朱書き等を行う。

(朱書き等を行った「施工管理資料」については、以下『段階確認資料』という。)

なお、請負者は、当該確認部分(不可視部分等)の写真管理を別途行っていれば、段階確認の実施状況について写真撮影を行う必要はない。

(6) 段階確認の結果の通知

段階確認を実施した者が、監督職員の場合と、監督職員以外(現場技術員等)の場合において、それぞれ以下の要領で対応するものとする。

① 確認者が監督職員の場合

段階確認の結果が良好であった場合、監督職員は、『段階確認書』の確認者記入欄に確認結果等を現地で記入するとともに、確認者名を自署し、『段階確認資料』とともに請負者へ返却するものとする。

段階確認の結果が良好でなかった(施工管理基準を満足しない等)場合、監督職員は対策について請負者と協議するとともに、請負者は必要な措置を講じ、再度、段階確認を受けなければならない。

② 確認者が監督職員以外(現場技術員等)の場合

確認者(現場技術員等)は、『段階確認書』及び『段階確認資料』を県の事務所に持ち帰り、監督職員に確認結果(良好であったか否かを含む)を報告する。

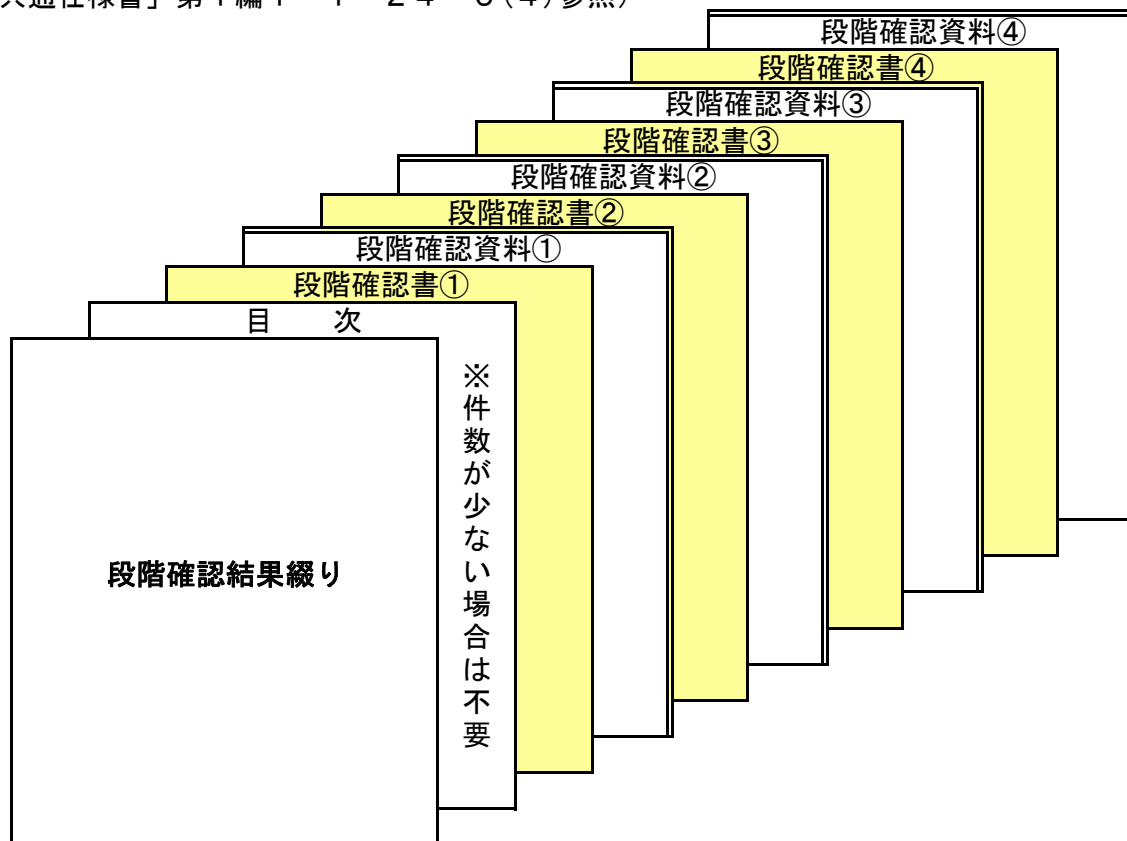
段階確認の結果が良好であった事を監督職員が確認した場合、確認者は、『段階確認書』の確認者記入欄に確認結果等を記入(確認者名の自署も含む)するとともに、監督職員の確認を得て、『段階確認資料』とともに請負者へ返却するものとする。

段階確認の結果が良好でなかった(施工管理基準を満足しない等)と監督職員が認めた場合、監督職員は対策について請負者と協議するとともに、請負者は必要な措置を講じ、再度、段階確認を受けなければならない。

(7) 段階確認結果の保管及び提出

請負者は、確認の結果が良好であったとして発注者から返却された『段階確認書』や『段階確認資料』について、整理・保管するとともに、完成時に(工事写真や管理図等と同様に「工事完成通知書」の添付書類として)監督職員へ提出するものとする。

(「共通仕様書」第1編1-1-24-5(4)参照)



(8) 情報共有システムの利用

受注者が情報共有システムの使用を希望した場合は、情報共有システムを使用することができる。

(「共通仕様書」第1編1-1-60参照)

1-1-24 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

1. 監督職員は、工事が契約図書どおりおこなわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場または製作工場に立ち入り、立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
2. 受注者は、監督職員による検査(確認を含む)及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
なお、監督職員が製作工場において立会および監督職員による検査(確認を含む)を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
3. 監督職員による検査(確認を含む)及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。
4. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。
5. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、表1-1段階確認一覧表に示す確認時期及び設計図書に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、段階確認にかかる予定(種別、細別、確認時期、希望日時等)について、確認可能日の概ね1週間前までに監督職員に報告しなければならない。
 - (3) 監督職員は、受注者から段階確認にかかる予定の報告を受けた場合、確認日時、確認者氏名、確認方法を、速やかに受注者に報告するものとする。
 - (4) 受注者は、確認項目に関する管理資料(出来形、品質管理資料等)を「段階確認書」とともに準備して、段階確認に臨場するものとし、監督職員が押印した「段階確認書」並びに確認結果を記載した書面を保管し、完成時に提出しなければならない。
 - (5) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
6. 段階確認は、監督職員の臨場を原則とするが、やむを得ない場合は机上とすることができる。この場合、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

段階確認一覧表（頻度・確認項目）一般土木

(一)：一般監督
(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目
指定仮設工		設置完了時	1回／1工事	使用材料、高さ等
河川・海岸・砂防 土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	1回／ 土(岩)質の変化 時	土(岩)質の変化位置
道路土工 (路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		プルフローリング 実施時	1回／1工事	プルフローリング 実施状況
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	(一) 1回／1工事 (重) 1回／100m	使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚
	置換	掘削完了時	(一) 1回／1工事 (重) 1回／100m	"
	サンドマット	処理完了時	(一) 1回／1工事 (重) 1回／100m	"
パーティカル ドレーン工	サンドドレーン 袋詰式 サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	(一) 1回／200本 (重) 1回／100本	使用材料、打込長
		施工完了時	(一) 1回／200本 (重) 1回／100本	施工位置、杭径
締固め改良工	サンドコンパクショ ンパイル	施工時	(一) 1回／200本 (重) 1回／100本	使用材料、打込長
		施工完了時	(一) 1回／200本 (重) 1回／100本	基準高、施工位置、 杭径
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	(一) 1回／200本 (重) 1回／100本	使用材料、深度
		施工完了時	(一) 1回／200本 (重) 1回／100本	基準高、施工位置、 間隔、杭径
	薬液注入	施工時	(一) 1回／20本 (重) 1回／10本	使用材料、注入量
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	試験矢板 + (一) 1回／150枚 (重) 1回／100枚	使用材料、長さ
		打込完了時	試験矢板 + (一) 1回／150枚 (重) 1回／100枚	基準高、変位
	鋼管矢板	打込時	試験矢板 + (一) 1回／75本 (重) 1回／50本	使用材料、長さ
		打込完了時	試験矢板 + (一) 1回／75本 (重) 1回／50本	基準高、変位

段階確認一覧表（頻度・確認項目）一般土木

(一)：一般監督

(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	試験杭 + (一) 1回/10本 (重) 1回/5本	使用材料、長さ、 杭の支持力
		打込完了時(打込杭)	試験杭 + (一) 1回/10本 (重) 1回/5本	基準高、偏心量
		掘削完了時(中堀杭)	試験杭 + (一) 1回/10本 (重) 1回/5本	掘削長、 杭の先端土質
		施工完了時(中堀杭)	試験杭 + (一) 1回/10本 (重) 1回/5本	基準高、偏心量
		杭頭処理完了時	(一) 1回/10本 (重) 1回/5本	杭頭処理状況
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	掘削完了時	試験杭 + (一) 1回/10本 (重) 1回/5本	掘削長、支持地盤
		鉄筋組立て完了時	(一) 30%程度/1構造物 (重) 60%程度/1構造物	使用材料、 設計図書との対比
		施工完了時	試験杭 + (一) 1回/10本 (重) 1回/5本	基準高、偏心量、 杭径
		杭頭処理完了時	(一) 1回/10本 (重) 1回/5本	杭頭処理状況
深礎工		土(岩)質の変化した時	1回/1本 土(岩)質の変化	土(岩)質の変化位置
		掘削完了時	(一) 1回/3本 (重) 全数	長さ、支持地盤
		鉄筋組立て完了時	1回/1本	使用材料、 設計図書との対比
		施工完了時	(一) 1回/3本 (重) 全数	基準高、偏心量、 杭径
		グラウト注入時	(一) 1回/3本 (重) 全数	使用材料、使用量
オープンケーソン 基礎工 ニューマチック ケーソン基礎工		鉄沓据付完了時	1回/1構造物	使用材料、 施工位置
		本体設置前 (オープンケーソン) 掘削完了時 (ニューマチックケーソン)	1回/1構造物	支持層
		土(岩)質の変化した時	1回/1本 土(岩)質の変化	土(岩)質の変化位置
		鉄筋組立て完了時	1回/1ロット	使用材料、 設計図書との対比
鋼管矢板基礎工		打込時	試験杭 + (一) 1回/10本 (重) 1回/5本	使用材料、長さ、 杭の支持力
		打込完了時	試験杭 + (一) 1回/10本 (重) 1回/5本	基準高、偏心量
		杭頭処理完了時	(一) 1回/10本 (重) 1回/5本	杭頭処理状況

段階確認一覧表（頻度・確認項目）一般土木

(一)：一般監督
(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	1回／1構造物	使用材料、幅、延長、置換厚、支持地盤
築堤・護岸工		法線設置完了時	1回／1法線	法線設置状況
砂防ダム		法線設置完了時	1回／1法線	法線設置状況
護岸工	法覆工 (覆土工がある場合)	覆土前	1回／1工事	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)
	基礎工・根固工	設置完了時	1回／1工事	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	1回／ 土(岩)質の変化 時	土(岩)質の変化位置
		床堀掘削完了時	1回／1構造物	支持地盤 (直接基礎)
		鉄筋組立て完了時	(一)30%程度／1構造物 (重)60%程度／1構造物	使用材料、 設計図書との対比
		埋戻し前	1回／1構造物	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	1回／1構造物	沓座の位置
床版工		鉄筋組立て完了時	(一)30%程度／1構造物 (重)60%程度／1構造物	使用材料、 設計図書との対比
綱橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	1回／1構造物	キャンバー、 寸法等
ポストテンション T(1)桁製作工 プレキャストブロック 組立工 PCホーラスラブ 製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入 完了時 横締め作業完了時	(一)5%程度／総ケーブル 数 (重)10%程度／総ケーブル 数	設計図書との対比
		プレストレスト導入 完了時 縦締め作業完了時	(一)10%程度／総ケーブル 数 (重)20%程度／総ケーブル 数	設計図書との対比
		PC鋼線・鉄筋組立 完了時 (工場製作除く)	(一)30%程度／1構造物 (重)60%程度／1構造物	使用材料、 設計図書との対比
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した 時	1回／ 土(岩)質の変化 時	土(岩)質の変化位置
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	1回／支保工変更 毎	吹付コンクリート厚、 ロックボルト本数、長さ
トンネル覆工		コンクリート打設前	1回／構造の変化 毎 ※ただし地山等級 が D又はEの場合 は	巻立空間
		コンクリート打設後	(一)1回／200m (重)1回／100m	出来形寸法
トンネル インバート工		鉄筋組立て完了時	1回／ 構造物の変化 毎	設計図書との対比

段階確認一覧表（頻度・確認項目）一般土木

(一)：一般監督

(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着 アンカー穿孔完了時	1回/箇所(橋脚 毎)	削孔長、径、間隔、 孔内状況
	鋼板取付け工 固定アンカー工	鋼板建込み固定 アンカー完了時	1回/箇所(橋脚 毎)	施工図との照合 (鋼板割付・形状・ 継手形 状) 材片の組合せ精度
	現場溶接工	溶接前	1回/工事	仮付け溶接前の開先 面の清掃と乾燥状況 仮付け溶接の寸法・ 外観状況
		溶接完了時	1回/工事	溶接部の外観状況
	現場塗装工	塗装前	1回/工事	鋼板面の 素地調整状況
		塗装完了時	1回/工事	外観状況
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

段階確認一覧表（頻度・確認項目） 港湾・漁港

(一)：一般監督
(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目	
浚渫及び床掘	浚渫（土砂）	掘削完了時	1回／工事	設計図書との対比	
	浚渫（岩）	掘削前	1回／工事	岩盤線の確認	
		掘削完了時	1回／工事	設計図書との対比	
	床掘（土砂）	掘削完了時	1回／工事	設計図書との対比	
	床掘（岩）	掘削前	1回／工事	岩盤線の確認	
		掘削完了時	1回／工事	設計図書との対比	
地盤改良	置き換え 敷砂・砕石マット 載荷	施工時	(一) 1回／ 5000m ³ ・工事・産 地	使用材料、 設計図書との対比	
		施工完了時	(重) 1回／ 2500m ³ ・工事・産 地		
	サンドドレーン 砕石ドレーン ペーパードレーン サンドコンパク ションパイル ロッドコンパク ション	施工時	(一) 1回／200本 (重) 1回／100本	使用材料、 打込長、基準高、 施工位置	
		完了時	(一) 1回／工事 (重) 1回／100本		
	深層混合処理	施工前	1試験練り／工事	使用材料、 打込長、基準高、 施工位置	
		施工時	(一) 1回／200本 (重) 1回／100本		
		完了時	(一) 1回／工事 (重) 1回／100本		
	マット		施工時	(一) 1回／工事 (重) 2回／工事	使用材料、寸法
	捨石及び均し	基礎 被覆及び根固め 裏込め	施工時	(一) 〔規格石〕 1回／2000m ³ ・規格・産地・工 事 〔無選別石〕 1回／5000m ³ ・規格・産地・工 事	使用材料、寸法
(重) 〔規格石〕 1回／1000m ³ ・規格・産地・工 事 〔無選別石〕 1回／2500m ³ ・規格・産地・工 事					
	均し、投入	完了時	1回／規格・工事	設計図書との対比 基準高、幅、勾配	
杭及び矢板	鋼管杭 コンクリート杭 鋼矢板及び鋼管矢板 コンクリート矢板	打込み時	一般土木に同じ	一般土木に同じ	
		打込み完了時			
控工	控工	施工時	(一) 1回／工事 (重) 2回／工事	設計図書との対比	
		完了時	1回／工事		

段階確認一覧表（頻度・確認項目） 港湾・漁港

(一)：一般監督
(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目
コンクリート工	コンクリート ミキサー船 現場練り コンクリート	施工前	1 試験練り／工事	使用材料、スランプ、 空気量、強度、 塩分量
	鉄筋工	組立完了時	(一) 30%程度／1 構造物 (重) 60%程度／1 構造物	使用材料、 設計図書との対比
	水中コンクリート	完了時	1 回／工事	設計図書との対比
ケーソン	ケーソン製作	施工時	(一) 2 回／函 (但し、底版の配筋 は確認必須) (重) 4 回／函 (但し、底版の配筋 は確認必須)	使用材料、 設計図書との対比
		完了時	1 回／函	外観・寸法
	ケーソン据付	完了時	1 回／函	設計図書との対比
コンクリート ブロック	方塊・異形ブロック 製作	鉄筋組立完了時 (構造鉄筋がある場 合)	(一) 30%程度／1 構造物 (重) 60%程度／1 構造物	使用材料、 設計図書との対比
		完了時	1 回／種類・工事	規格・外観・寸法
	方塊・異形ブロック 据付	完了時	1 回／工事	設計図書との対比
中詰	中詰	施工時	(一) 1 回／工事 (重) 2 回／工事	設計図書との対比
		完了時	1 回／工事	設計図書との対比
	蓋コンクリート	完了時	1 回／工事	設計図書との対比
上部コンクリート	上部コンクリート	完了時	1 回／工事	使用材料、 設計図書との対比
付属工	係船柱及び 係船環防舷材 車止め (縁金物を含む)	完了時	1 回／工事	使用材料、 設計図書との対比
	防食	施工時	(一) 1 回／工事 (重) 2 回／工事	使用材料、設計図
		完了時	1 回／工事	設計図書との対比
溶接及び切断	溶接	完了時	1 回／工事	設計図書との対比
	ガス切断	完了時	1 回／工事	
埋立及び裏埋		施工時	(一) 1 回／工事 (重) 2 回／工事	使用材料、 設計図書との対比
		完了時	1 回／工事	
汚濁防止膜工		施工時	(一) 1 回／工事 (重) 2 回／工事	設計図書との対比

段階確認書

請負者記入欄

1. 工事名 :

2. 確認種別 :

3. 確認事項 :

上記について、段階確認をお願いします。

年 月 日 現場代理人 _____

確認者記入欄

4. 確認日 : 年 月 日

5. 確認者 : (自署)

6. 確認方法 : 臨場 ・ 机上

7. 確認結果 :

監督職員記入欄 (※確認者が監督職員以外の場合に記入)

上記について、確認しました。

年 月 日 監督員 _____

段階確認書（記入例②）

確認者が監督職員以外（現場技術員等）の場合

請負者記入欄（あらかじめ記載を行っておく）

1. 工事名 : ○○○○線道路改良工事（2工区）
2. 確認種別 : A2橋台工
3. 確認事項 : 鉄筋組立状況（フーチング部）

上記について、段階確認をお願いします。

令和△年△月△日

現場代理人 △△ △△

確認者記入欄（県の事務所に持ち帰って手書き記入する）

4. 確認日 : 令和○年○月○日
5. 確認者 : ○○ ○○ （自署）
6. 確認方法 : 臨場 ・ 机上
7. 確認結果 : 問題なし

監督職員記入欄（※確認者が監督職員以外の場合に記入）

上記について、確認しました。

令和○年○月○日

監督職員 ○○ ○○